広島県バスケットボール協会U22部会

広島県大学バスケットボール大会

感染予防対策下の大会運営ガイドライン

１.大会参加の条件

・JBAを始めとする全日本大学バスケットボール連盟および広島県バスケットボール協会U22部会が策定したガイドラインに基づくこと（10.参考資料にURLを記載）。

・所属部員および指導者、チーム関係者に試合前２週間以内に新型コロナウイルスの陽性者および検査（PCR検査など）中の濃厚接触者がいないこと。

・日々変化する政府の方針を確認して検討すること。

・所属大学が大会参加を認めていること。

２.大会期間中の大会中止の条件

・大会期間中に大会関係者、所属部員および指導者、チーム関係者、審判に新型コロナウイルスの陽性

患者が発生し、かつ感染拡大が確認された場合。

・緊急事態宣言が広島県において発令された場合。

・政府やJBA、全日本大学バスケットボール連盟などの上位団体等からの指示があった場合。

・その他、大会運営が困難であると判断された場合。

３.大会中止等の検討方法

・大会開催中の場合、会長、副会長、理事長、副理事長、理事、事務局によって大会中止の検討を行う。

・大会開催前の場合、会長、副会長、理事長、副理事長で原案を作成し、理事会にて決定する。

・政府やJBA、全日本大学バスケットボール連盟などの上位団体等の方針に沿い健闘する。

・JBAおよび広島県バスケットボール協会U22部会が策定した本指針に基づく。

４．大会主催者の権限

・「大会中止に至る状況」に該当した場合、大会中でも急遽中止せざるを得ない場合がある。

・主催者は、出場チームが⼗分な回復期間が確保されていない場合は、原則として出場禁止または参加 資格を取り消すことができる。

・主催者は、大会までに陽性者の回復、濃厚接触者の隔離期間解除がなされない場合は、出場禁止また は参加資格を取り消すことができる。

・主催者は、出場チームに感染疑いが生じて安全性の判断が間に合わない場合は、出場辞退を勧告し、 または参加資格を取り消すことができる。

・主催者は、大会中に出場チーム（対戦相手の場合もある）に濃厚接触者や感染疑いが生じた場合は、 出場辞退を勧告し、または参加資格を取り消すことができる。

・主催者は、大会中に出場チームに３７．５度以上の発熱者および記載の COVID-１９を考慮する症状 を有する者が生じた場合は、出場辞退を勧告し、または参加資格を取り消すことができる。

・主催者は、対戦済みの相手（敗退したチーム）に感染疑いが発覚した場合、勝利して次戦がある当該 チームに対して棄権を指示（勧告）できる。

・主催者は、出場チームに体調不良者が発生した際に、この体調不良者が発症の前日または前々日まで チーム活動に参加していた場合は、チームに対し出場辞退を勧告し、または参加資格を取り消すこと ができる。

５．試合の成⽴・不成⽴

・陽性者/濃厚接触者/体調不良者の判明により辞退しなければならなくなった場合、原則として「試合 は対戦チームを不戦勝とし、２０-０」とする。

6．チーム内に罹患者や濃厚接触者が生じた場合

１）練習に参加している学生・スタッフが罹患した（陽性となった）場合

・罹患した者は、原則として PCR 検査で陰性が確認されるまで出場停止（ただし、保健所が追加の 　PCR 検査を実施しないと判断した場合には、保健所の⾃宅待機指示期間までの出場停止とする）

・同チームに所属する者は、濃厚接触者とみなされる場合は２週間の出場停止。濃厚接触者とみなされ ない場合も２週間の健康観察を継続し、試合への参加は所属大学のルールによる。

２）練習に参加している学生・スタッフが濃厚接触者とされた場合

・濃厚接触者とされた者は、２週間の出場停止。

・同チームに所属する者は、濃厚接触者の濃厚接触とみなされ、２週間の健康観察を求め、試合への参 加は所属大学のルールによる。

３）罹患した学生の所属するチームと対戦した場合

・濃厚接触者とみなされる場合は、２週間の出場停止。濃厚接触者とみなされない場合も２週間の健康観察を求め、試合への参加は所属大学のルールによる。

４）学連委員、審判に関しては、JBA のガイドラインおよび選手・スタッフの対応に準じて判断する。 ※濃厚接触とは、マスクなど飛沫感染防止の策をとらずに１５分以上１m 程度の距離で対⾯（同席）

した場合を想定する。

※罹患者や濃厚接触者が発生した場合の対応について、所属大学が独⾃に設定しているルールがある 場合には、所属大学設定ルールを比較・検討し、厳しい項目を適⽤する。

※試合終了後に感染の疑いが生じた際には、必ず主催者である中国大学連盟事務局に連絡すること。

7．陽性者/濃厚接触者/体調不良者が判明した場合の対応

１）陽性者/濃厚接触者/体調不良者が出た場合の考え方

・最も大切にしなければならないことは、バスケットボール活動によって「集団感染（クラスター）・ 感染拡大を起こさないこと・誹謗中傷を生み出さないこと」です。

・バスケットボール活動を⾏って良いのは「感染していない者」が大前提です。バスケットボール活動 では、感染している者がいる中では感染対策を⾏っても感染しないようにすることは大変困難です。

・大きな症状が⾒られなくてもウイルスに感染している可能性があり、軽い風邪の症状を⾒逃さない ことが大切です。熱中症と風邪の症状、感染症状は似ています。従って体調がおかしいと感じたら 「積極的に休むこと」です。

・指導者・選手は練習を休むことに抵抗がある方もいるかもしれません。しかし、現在はこれまでの状 況とは異なる状況にあることを受け⼊れて下さい。集団感染が発生すればより大きな支障が出ます。 従って「やりたくとも⾟抱すること」を指導者が選手に伝え、チーム全体の理解を促してください。

・大会前だけでなく日常的にチーム内に感染対策責任者（担当者）をおき、選手スタッフの健康チェッ クのみならず、選手スタッフのご家族の健康状況に変化がないかについても情報収集を心がけ、チーム内でクラスターが発生しないように注意を払ってください。

・活動の停止や大会参加への⾃粛が⾏われる場合、このことに対してチーム内、チーム関係者、保護者 等の間で誹謗中傷が起こることがあってはなりません。事前にこの対応についてチーム内・関係者・ 保護者等と共通認識を持つ機会を作ってください。

２）体調不良者への対応

＜新型コロナウイルス感染が疑われる体調不良者への対応＞

・厚生労働省が発表している以下いずれかの目安に該当する方は、「帰国者・接触者相談センター」に 相談してください。地域によっては医師会や診療所等で相談を受け付けている場合があります。

・症状が強い場合は、翌日まで待たずにセンターへ相談、または病院受診を検討してください。

1. 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの強い症状のいずれかがある場合。
2. 重症化しやすい方（高齢者や基礎疾患がある人）で、発熱やせきなどの比較的軽い風邪症状がある場合。
3. 比較的軽い風邪が続く。

※発熱症状が出ない感染ケースもあるため、上記症状を感じた場合は必ず相談してください。

【厚生労働省・健康や医療相談の情報】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kenkou-iryousoudan.html>

【帰国者・接触者相談センター】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou̲iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html

・上記の目安に該当せず、「帰国者・接触者相談センター」や医師会、診療所等で相談を受けずに⾃宅 療養する場合、発症から数えて２日および症状消失後より数えて３日間は活動を休むことを推奨します。症状が悪化、あるいは２日間の症状持続が⾒られた場合には速やかに「帰国者・接触者相談センター」や医師会、診療所等に相談してください。

・体調不良者は、体調不良であることをチーム感染対策責任者に報告してください。また大会がある場 合、チーム感染対策責任者は、速やかに大会主催感染対策責任者に報告してください。

・症状消失後３日間は⾃宅療養とする新型コロナウイルス感染に対する一般方針があります。感染していたとしてもウイルスの排出量が少なくなり感染リスクを下げることができるためです。

・症状消失後４日目に活動を再開したとしても、コンディション調整・感染リスク低減のために、４〜 ６日目までは個別トレーニングを⾏い、７日目以降に体調を考慮しながらチーム活動に段階的に復 帰することを推奨します。

＜上記の目安に該当する体調不良者が出た場合のチーム活動＞

・発症の前日または前々日までチーム活動があった場合、体調不良者（陽性か陰性かが判断できない） と接触しているため、チーム活動を最低２日間⾏わないことを推奨します。

・前日、前々日とチーム活動がなかった場合（４８時間以上接触がないといえる場合）、他に体調不良 者が存在しないことを確認後、チーム活動を⾏っても構いません。

・活動の停止や大会参加への⾃粛が⾏われる場合、このことに対してチーム内、チーム関係者、保護者 等の間での誹謗中傷の防止に努めてください。

8．新型コロナウイルス感染予防対策

１）【事前確認】大会開催までの感染予防対策

①本人に活動の意思があること

②大会参加に関する保護者の承諾（未成年者のみ）

③直近の２週間で健康状態に異常がなく、体調や体温測定に変調がない。以下の事項に該当する場合 は、⾃主的に参加を⾒合わせること

・体調が良くない場合（例︓発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）

・同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる

・過去１４日以内に政府から⼊国制限、⼊国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航また は当該在住者との濃厚接触がある場合

※これらの症状等に該当する選手等が出たことによって、チームの編成が不可能となり棄権せざるを 得ない場合には、処罰対象にはならないので、予防第一で対応を決定すること。また、コーチ有資格 者が同様の理由により不在となった場合には、中国大学連盟事務局に速やかに連絡を取り、指示を仰 ぐこと。

④大会参加者全員に健康チェックシート（別紙①）を記録させ、大会当日エントリー時に大会本部（事 務局）へ提出すること

⑤咳エチケット、手洗い、うがい、消毒の徹底を各チームで指導すること

⓺当日、発熱、のどの痛み、咳、倦怠感など、風邪と考えられる症状がある場合は参加を取りやめること

⑦風邪薬や解熱剤を服⽤しての参加は厳重に禁止とする

⑧会場利⽤が済めば、速やかに帰宅する（利⽤前後の滞在時間を短くする）こと

⑨クラブ指導者（部⻑・監督・コーチ・トレーナー）の指導や管理事項を遵守すること

⑩大会に参加する上で、公益財団法人日本バスケットボール協会（JBA）が示す「活動再開に向けたガイドライン」または、広島県バスケットボール協会U22部会が示す注意事項を遵守すること

＜健康チェックシートへの記載事項＞

①⽒名、生年⽉日、住所、連絡先（電話番号、Email アドレス）

※個人情報の取扱いに注意する

②イベント２週間前から大会当日までの検温

③大会前２週間における以下の事項の有無

・平熱を超える発熱

・咳、のどの痛みなどの風邪症状

・だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）

・臭覚や味覚の以上

・体が重く感じる、疲れやすい等

・新型コロナウイルス感染症養成とされた者との濃厚接触の有無

・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

・過去１４日以内に政府から⼊国制限、⼊国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合

２）【開催期間】大会中における感染予防対策

①体調管理に関する事項

・毎日の健康観察を記録すること

・来場する者（大会関係者含む）の健康チェックシートを提出すること

・体調不良や発熱のある者は会場に⼊らないこと

・マスクの着⽤やソーシャルディスタンス確保の徹底、基本的な衛生エチケットを遵守すること

・各チームの選手やスタッフは、試合とアップ時間以外はマスクを着⽤すること

②大会会場の使⽤に関する事項

・チーム関係者（スタッフ・選手）と大会運営スタッフおよび観客の⼊館人数を制限する

・会場⼊り口において検温を実施する（原則として 37.5℃以上で⼊場制限）

・更⾐室の使⽤は、密集を避けて交替で使⽤する

・室内換気（扉と窓の開放）を徹底する

・体育館に設置されている冷⽔器および製氷機の使⽤は、原則として禁止する

・会場での食事は、原則として 2 階観客席のみとする

・試合やアップ場で広く使⽤ができるように手指消毒液を準備する

・大会参加者（スタッフ、選手、審判）は、頻繁に手洗を実施する

③試合に関する事項 ・無観客試合を適応する

・原則として1日1試合とする

・前試合のハーフタイム時のコートアップを禁止する

・試合間隔をずらす等、試合日程の許す範囲内で密を防ぐ対策を⾏う

・ベンチを 2 列にするなど、会場施設の許す範囲内で密を防ぐ対策を⾏う

・試合開始直前の審判員および相手チームとの握手を⾏わない

・⾃チームでもハイタッチ、肩を組む、握手などの身体接触を避ける

・飲料の共有およびボトルの共⽤を禁止する ・各試合終了後、試合で使⽤したチームベンチの消毒を済ませ、速やかに退館する

・TOやCK は、TO器具やモップ等の消毒を徹底する

３）【事後対応】大会終了後の感染拡大防止対策

①健康チェックリストの保管

・大会感染対策責任者（事務局）は、健康チェックシートの保存期間（少なくとも 3 ヶ⽉）を明記した上で保存する ※個人情報の管理には細心の注意を払い、保存期間終了後は確実に処理を⾏う

②事後の健康状態の確認

・大会に参加したチームの代表者は、大会終了後３日以内に具合の悪い選手やスタッフがいないか を確認して、大会感染対策責任者（事務局）に報告する

③感染が判明した場合の対応

・運営スタッフ及びチームから大会終了後１４日以内に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は、保健所の指示に従うとともに、大会感染対策責任者（事務局）にその旨を報告する

9．会場における感染対策

１）諸室等

・各部屋に手指消毒液を設置する。

・すべてのドア及び窓を開け、３つの密が発生する環境を阻止し、ドアノブを介した接触感染を防ぐ。

・ドリンクを冷やすためのアイスボックス、イベントクーラーは使⽤しない。

・飲食売店の運営は、安全対策に⼗分配慮した上で判断する。運営する場合は、イベントクーラーを使⽤したドリンクの販売は⾏わない。また、アルコール類の販売も当⾯は⾏わない。

・座席を設置する際に前後左右１.５〜２m 間隔をあけ、お互いが正⾯に座らないよう配慮する。

・喫煙所は設けない。

２）手洗い場所

・手洗い場にはポンプ式液体または泡石鹸を⽤意する。

・「手洗いは３０秒以上」等の掲示をする。

・手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を⽤意する（布タオルや手指を乾燥させる設 備については使⽤しないようにすること）。

・手指消毒液を設置する。

３）トイレ ・便器の蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

・手洗い場にはポンプ式液体または泡石鹸を⽤意する。

・「手洗いは３０秒以上」等の掲示をする。

・手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を⽤意する（布タオルや手指を乾燥させる設 備については使⽤しないようにすること）。

４）更⾐室・ロッカールーム

・広さにゆとりを持たせ、利⽤者同士が密になることを避けること。

・ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に⼊室する利⽤者の数を制限する、別室を⽤意するなど の措置を講じる。

・室内またはスペース内で複数の利⽤者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テー ブル、椅子等）については消毒する。

・換気扇を常に回す、２つ以上のドア、窓を常時開放して換気を⾏う。〈更⾐室利⽤者の注意事項〉

・利⽤者はマスクを着⽤し、会話を最⼩限に留める。

・利⽤者はロッカールームの滞在時間を短くするため着替えに限定する。

・利⽤者はシャワーを交代で使⽤し、密集を避ける。

５）参加者が運動・スポーツを⾏う際の留意点

・⼗分な距離の確保

運動をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（２m が目安）を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）。強度が高く呼気が激しくなるため、より一層距離を 空ける必要がある。

・位置取り 前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並⾏する、あるいは 斜め後方に位置取ること。

・その他

運動・スポーツ中に、唾や痰を吐くことは⾏わないこと。 タオルの共⽤はしないこと。 飲食については、指定場所以外で⾏わず、周囲の人となるべく距離を取って対⾯を避け、会話は控えめにすること。また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外に捨てないこと。

６）ゴミの廃棄方法

・会場等で発生したゴミを収集する際は、マスクや手袋を必ず着⽤する。

・ゴミはビニール袋に⼊れて密閉して縛り、廃棄する。

・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流⽔で手を洗い、手指消毒をする。

７）その他

・これら１〜６を実施しても感染リスクをゼロにすることはできません。主催者及び参加チームは、そ の点を理解した上で、各イベント等の実施や参加をしていただくと共に、関係者への周知を⾏ってく ださい。また特に夏場においては、各諸室の窓、参加者全員にマスク着⽤を義務化することにより、 熱中症を発症するリスクが高まります。こまめな⽔分補給を心がけましょう。

１0．参考資料

１）厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針」（2021.11.19） https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon̲r̲031119.pdf

２）厚生労働省「健康や医療相談の情報」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kenkou-iryousoudan.html>

3）厚生労働省「帰国者・接触者相談センター」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou̲iryou/covid19- kikokusyasessyokusya.html

４）厚生労働省「新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受信・相談センターの連絡先」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou̲iryou/covid19- kikokusyasessyokusya.html

５）（公財）日本バスケットボール協会「新型コロナウイルス対策情報集約ページ」 http://www.japanbasketball.jp/covid-19̲info

６）（公財）日本バスケットボール協会「JBA バスケットボール事業・活動実施ガイドライン第５版」 （2022.5.12）

<http://www.japanbasketball.jp/news/63124>

７）（一財）大学スポーツ協会「新型コロナウイルス感染症対策としての UNIVAS 大学スポーツ活動再開 ガイドライン第 6 版」（2022.1.25）

https://www.univas.jp/article/192506/